

令和4年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	広報まつさかと議会みてんかについて	<p>広報配布に同時に、議会だより みてんか が配布されるが、以前から思っていたのだが、何故 見開き方向が違うのか これは、市民に見てもらおうと言う気持ちがないのか？と思われる！ 広報の中に入って送られてくることが多いので、市民に見てもらおうと思うな、同じ方向で見せるのが、普通でしょう。 めちゃ見にくいんですが！</p>	<p>ご指摘いただきました通り、現在「広報まつさか」は右開き（右綴じ）、「市議会だより みてんか」は左開き（左綴じ）となっております。「広報まつさか」では、一部ページを縦書きとさせていただいていることから、右開き（右綴じ）とさせていただいております。 しかし、〇〇様よりご指摘いただきました「市議会だより みてんか」との見開き方向の相違や、「広報まつさか」でも横書きページが多くなっていることから、いただきましたご意見につきましては、今後の紙面リニューアル等の参考にさせていただければと存じます。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4312</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	子供の医療費補助の窓口負担、及びハガキでの通知	<p>静岡県〇〇市で出産育児をしましたが、子供の医療費は無料で窓口負担もありませんでした。松阪市も補助をしていただき本当に助かりますが、窓口負担があるので現金を用意する手間と、後日振込がされているかの確認が手間に感じます。またハガキで通知が届きますが、ハガキ代を考えると税金が勿体無く感じます。</p> <p>(1)窓口負担なしを検討してほしい。できない場合、理由を教えてください。</p>	<p>医療費助成は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としています。</p> <p>これまでは医療機関等での自己負担分に対し福祉医療費として助成させていただいていました。平成31年4月受診分から、未就学児の医療費助成は保護者の所得に応じて「現物給付（窓口負担なし）」と「一部現物給付（1受診につき上限1,000円までを負担）」とし、こども医療費助成の対象年齢を「高校生世代まで」引き上げました。</p> <p>さて、全国的に未就学児の「現物給付」が行われているなかで、本市では有識者で構成する「松阪市福祉医療費助成負担軽減対策検討委員会」で福祉医療費助成制度について検討いただきました。検討委員会では、「受診したくても一時的な窓口費用負担から医療機関等の受診を控えてしまう。」「特に未就学児は医療機関等を受診することが多い。」ことなどから、保護者の所得に応じて窓口負担を考慮しています。</p> <p>窓口負担なしの検討についてですが、コロナ禍における受診状況がオミクロン株等変異株の影響により、予測が難しい状況であり、現在注視している状況です。</p> <p>また、国においては新型コロナウイルス治療等に係る受診費用を全額公費扱い（無料）から自己負担を求める分類（2類から5類）への変更を現在本格協議はじめています。自己負担額が有料になるということは、受診に係る助成金も市としては増額になることが見込まれることなどから、継続した助成制度維持に関し慎重に注視しています。</p>	<p>地域福祉課 電話：53-4488</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	子供の医療費補助の窓口負担、及びハガキでの通知	(2)ハガキ郵送にかかるコストを教えてください。毎年の平均使用枚数、ハガキ代、切手代が気になります。	<p>次に医療費助成通知について、本市では医療費助成内容を通知させていただいています。しかしながら、毎月の医療費助成振込日頃には、助成内容について電話でお問い合わせをいただく場合がございます。ハガキでの通知に係る費用は、印刷及び郵送代などで1通当たり約100円程度で、年間平均約10万通を受給資格者及び医療機関に送付しています。</p> <p>福祉医療費助成は、自治体独自の運用となっております。健全な財政運営を図ることで本市の福祉医療費助成制度を持続可能な制度にしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	地域福祉課 電話：53-4488

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	学校での健康チェックカードについて	<p>松阪市では子ども全員にタブレット端末の配布がされており、市でもギガスクール構想に準じた施策を進めておられると思います。</p> <p>今回問い合わせたのは、子どもたちが学校に報告する健康チェックカードについてです。</p> <p>学校によっては子どものタブレットから連絡すれば、朝のカードを書いて持っていく必要がないほど進んでいる学校があるそうです。</p> <p>わが子の通う学校ではいまだに紙に記入しています。</p> <p>学校間で利便性がこれほど違うのは納得いきません。</p> <p>少なくとも、タブレット端末について有効に活用するのであれば、市内全校で統一すべきではないでしょうか。</p> <p>もちろん紙での報告ではなく電子媒体を活用した報告の方ですが。</p> <p>朝の忙しい時間に紙面に記入するより、デバイス端末からの方が時間短縮になり、家庭でも助かりますのでご検討いただきたく思います。</p>	<p>市内小中学校では、今回ご相談いただいた「健康チェック」に限らず、学級便りの電子配付や保護者向けウェブアンケート等、様々な取り組みへICTの活用を広げているところです。</p> <p>今回ご相談いただきました「健康チェック」の実施は「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」に基づいて、児童生徒の安全な学習環境を確保することを目的として実施しています。市教育委員会からは、児童生徒の「健康チェック」を実施することを各小中学校へ依頼しており、その実施方法についての指定はしておりません。</p> <p>タブレットによる健康チェックの実施は、児童生徒の健康状態を把握するための創意工夫の中で生まれた取り組みであり、効果的な活用例の1つであると認識しています。</p> <p>この取り組みに限らず、効果的な事例については市教育委員会を通じて、市内小中学校へ共有し、更なるICT活用の促進を図っていきたいと考えております。</p> <p>ICTを活用する目的や場面をしっかりと見極めながら、効果的な活用を目指していきます。</p> <p>今後とも、本市のGIGAスクール構想の取り組みに、ご理解・ご支援賜りますようお願い致します。</p>	<p>子ども支援研究センター 電話：26-1900</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	屋上の国旗について	屋上に掲げられた日の丸の旗を見ては清々しい気持ちで過ごしていましたが、11月頃から旗を見なくなりました。工事の関係かと思いましたが、松阪市旗は変わらず上がっています。これは何故ですか？国旗、国歌を愛する市民としては寂しい限りです。	<p>国旗の掲揚につきましては、国旗は夜明けとともに掲揚し、日没とともに降納し、雨天・荒天の場合は掲揚しないなどの国旗掲揚の通例をふまえて、毎日主に当直の職員が国旗掲揚の作業を行っております。</p> <p>ご指摘のとおり現在は国旗掲揚を行っておりませんが、庁舎の外壁工事の足場の関係で、工事作業員以外が立ち入ることができない場所に掲揚台が含まれており、職員が立ち入って作業ができないためです。</p> <p>一方、市旗につきましては、常時掲揚をしておりますので足場の有無に関わらず現在も掲揚しております。</p> <p>工事等が完了しましたら、また以前と同様に、毎日掲揚して参りますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	財務課 電話：53-4322
5	ごみ収集の件	実家のゴミ出しが遅れ急いで運び5、6メートル先で収集されている方に大きな声で声かけしながらゴミを抱えて走っていきましたが、こちらを振り向く事もなく無視されてしまい嫌な気持ちになりました。私は名古屋市民ですので割と柔軟に対応していただいていた、その対応にびっくりしました。松阪市のゴミ収集の対応マニュアルでは数秒遅れると処理していただけないのでしょうか？	<p>お問い合わせいただきましたごみ収集の件について、不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。</p> <p>松阪市のごみ収集マニュアルの中には数秒遅れると収集しないといったものはございませんが、当日の午前8時までに集積所へごみを出すように市民の方々へ周知させていただいているところです。</p> <p>しかしながら、声に気付いていながら無視する行為は収集業務中に関わらず問題のある行為です。今回いただいた声を関係職員に周知させていただき、このようなことが無いよう徹底いたします。</p>	清掃事業課 電話：53-4470
6	狛師漁港の照明施設の修繕について	狛師漁港の照明灯が所々消えていて暗くて危ない、また防犯上よくないので早急に修繕をお願いします。	<p>狛師漁港の照明については、松阪漁業協同組合が管理しておりますので、ご意見をお伝えさせていただきます。</p> <p>今後も皆様からのご意見を参考に、安心安全な漁港を目指してまいります。</p>	農水振興課 電話：53-4193

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	タイトルなし	市長は明後日の全日本中学校駅伝知ってますか？三雲中学が県代表ですよ！	<p>三雲中学校が全国中学校駅伝大会に出場することにつきましては、12月14日(水)に出場激励会を開催させていただきました。</p> <p>激励会では、三雲中学校男女チームそれぞれの代表や顧問、保護者の方々が参加し、竹上市長より激励の言葉をかけさせていただきました。</p> <p>なお、三雲中学校男子チームは、昨年度、松阪市内の中学校で初めて全国大会に出場され、今回は昨年度に続き2回目の出場であり、女子チームにおいては、松阪市内で初の全国大会出場となります。</p> <p>今後とも、松阪市の教育活動にご理解をお願いいたします。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4388</p>
8	マラソンコース考えて下さい	日丘町に住んでいますけど、四方が交通規制で出られません。もうちょっとコース考えて下さい。	<p>みえ松阪マラソンにおきましては、大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人員により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。マラソンコースにつきましては、さまざまな関係団体で構成されております「みえ松阪マラソン実行委員会」にて決定し、日本陸上競技連盟、WA(世界陸上競技連盟)、AWS(国際マラソン・ディスタンスレース協会)公認コースとなっております。しかしながら、いただきました意見も重要なものであり、コースの見直しの際には参考にしたいと存じます。</p> <p>まずは、事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
9	マラソン大会	<p>これは大変こまった 公共の道路を完全に封鎖されては仕事にならない 死活問題で、松阪市が何らかの対応してくれるなら まだしも 全くの迷惑だ こちらは、遊びじゃなく仕事なんで それに支障をきたされて困った 道路の完全封鎖は困る 生活している市民に支障のない様なイベントを考える べき 答え求む</p>	<p>本イベントは、これまでにないマラソン大会を開催して松阪をプロモーションするとともに、松阪でスポーツと連動した新しいタイプの祭りを開催することで、松阪市民の一体感を醸成しつつ、「走る」「みる」「支える」人々のスポーツの輪を広げることが大会のコンセプトとして開催いたしました。</p> <p>大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。まずは、事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>
10	松阪マラソンについて	<p>松阪マラソンの交通規制の周知をもっとしっかりしていただきと思います。 広報を見ていなかったのが悪いと言われれば仕方がないのかもしれませんが、これだけの広域な規制が行われるなら、色々な方法で告知していただきかけたです。嬉野方面からは23号線でしか南下できず、10時半頃には嬉野の辺りで大渋滞になっていました。 来年も開催されるのなら、南下できる道をもう1本でも作っていただきたいです。</p>	<p>みえ松阪マラソンにおきましては、大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
11	みえ松阪マラソンについて	<p>来年度開催するのであれば、コースの変更を要望します。</p> <p>大黒田町に住んでいる者ですが、マラソン実施中交通規制のため、車移動ができず、大変不便でした。適切な迂回路があれば問題は少ないかと思いますが、今回のコースでは走路に囲まれた市内中心部からの移動が困難です。</p> <p>「3時間程度のことだから我慢しろ」と言われればそうなのかもしれませんが、私にとっては貴重な休日の午前中に車移動ができないのはとても残念でした。</p> <p>また、鈴鹿市に住む高齢の祖母の体調が芳しくないため、急を要する場合は、松阪インターチェンジから高速道路を使用し、移動する必要があります。その際に現在のコースでは、自宅から松阪インターまでの移動が困難(迂回路がかなりの長距離で非現実的)で、困ります。</p> <p>どうかコース変更をお願いします。</p>	<p>みえ松阪マラソンにおきましては、大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人員により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。マラソンコースにつきましては、さまざまな関係団体で構成されております「みえ松阪マラソン実行委員会」にて決定し、日本陸上競技連盟、WA（世界陸上競技連盟）、AWS（国際マラソン・ディスタンスレース協会）公認コースとなっております。しかしながら、いただきました意見も重要なものであり、コースの見直しの際には参考にしたいと存じます。</p> <p>まずは、事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
12	松阪マラソンについて	<p>松阪マラソンの準備、運営等おつかれさまでした。一点、お願いがあります。今回のマラソンのコースについてです。いろいろと考えて作られたものとは思いますが、今回のコースは松阪市中心部に住む市民の車移動が非常に困難でした。買い物程度なら3時間我慢すればいいのかもしれませんが。しかしながら急な連絡があり、移動したくてもとてもできない状況でした。また知人から予約をしていたお店に辿り着けなかったという話も聞きました。移動できないことに怒っている市民の対応に追われる警察官や警備員方も不憫でなりません。このままでは松阪マラソンが市民にとって疎ましい存在になっていくと感じます。どうかコースを変更をご検討ください。よろしくをお願いします。</p>	<p>みえ松阪マラソンにおきましては、大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人員により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。マラソンコースにつきましては、さまざまな関係団体で構成されております「みえ松阪マラソン実行委員会」にて決定し、日本陸上競技連盟、WA（世界陸上競技連盟）、AWS（国際マラソン・ディスタンスレース協会）公認コースとなっております。しかしながら、いただきました意見も重要なものであり、コースの見直しの際には参考にしたいと存じます。</p> <p>まずは、事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
13	みえ松阪マラソンにおける封鎖道路の改善要望について	<p>みえ松阪マラソン2022に関する下記事項への回答と、来年度以降も開催する場合の封鎖道路に関する改善を要望します。</p> <p>私と家族が住んでいるアパートは2022年12月18日に開催された「みえ松阪マラソン2022」のコース道路に面していましたが、他に出入口がなく、約5時間にもわたって敷地内から外に出られない状況となりました。</p> <p>道路封鎖については直前にちらしで知っていましたが、そもそも私たちのアパートにとっては迂回路が存在しないため、封鎖されては大変困ります。</p> <p>ついては、(1)このような事態は、国民の移動の自由権の制限に該当すると思いますが、市として問題ないと考えるのであれば、法的根拠を示していただきたい。</p> <p>(2)私たちの子供は小さく、いつけがや病気をしてもおかしくないが、もし封鎖中に私たちが病院へ連れていったり救急車を呼ばなければならない事態が発生していたとしたら、道路全面封鎖でも道を空けて対応してもらえるような規定となっていたのか？</p> <p>以上に誠意ある回答をいただきたいと思います。</p> <p>また、なぜ私たちの地域だけ、私たちや近隣の家だけが迂回路のない状況に対応しなければならないのか、不公平です。</p> <p>ついては、次回以降は、(1)片面封鎖にする、(2)封鎖時間を短縮する、(3)年によってコースを変え、市民間の負担を公平にする、(4)隣接する多気町と協力して多気町内の民家に面していない(迂回路確保が可能な)道路を迂回路にする、などの方法を検討し、改善していただくことを強く希望します。</p>	<p>みえ松阪マラソンにおきましては、大会当日市内約800か所地点において、警察及び警備員計1,000名近い人により、交通規制を行い大変ご迷惑をおかけいたしました。射和町地内におきましても約5時間にわたり交通規制がかり、大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。コース沿道における皆さま方におきましては、迂回路等をご案内するとともに、適切な迂回路がない場合には、ご自宅にできる限り近い場所において迂回路が存在する場所に駐車場を確保させていただくなどの対応策を講じたいと存じます。</p> <p>また、救急車につきましては、大会本部が消防本部と連携し適切なルートで、場合によってはコース上のランナーを一時的に止める体制を構築しておりますので、従来どおりご利用できることになっております。</p> <p>まずは、事務局としましては、警備部門の業者と松阪警察署とともに、交通規制の関係でいただきましたご意見を基に、交通規制のあり方の再検討を行うとともに、事前周知の徹底、規制チラシの見直し、より分かりやすい迂回路の提示、警備員等への情報共有の徹底などについて検討してまいります。この度は、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
14	松阪みんなの商品券	<p>松阪みんなの商品券第三段の追加発行され延長にもなりました 多く使われる店に勤めいますがデメリットばかりです。年末年始の繁忙期に追加分プラス締め切り延長で大量の券が使われます レジも混雑し、過不足の元になります しかも売上げ同じでも500円券の為に量も倍増です 換金作業も、赤と青に分ける、押印、数えと手間が半端無いです、残業も倍増 現金、クレジットが券に変更されただけで売上げも増えません。赤色と青色に分けた意味も無いのに換金では分けないなりません レジの手間、過不足倍増、換金手間倍増、残業倍増、売上げ上がらず こんな政策、二度と止めて欲しいです 心よりお願いいたします 切実をお願いしたいです！</p>	<p>コロナに負けるな！松阪みんなの商品券につきましては、原油価格高騰等の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者と家計との双方支援を目的に実施している事業であります。 現段階で次弾の商品券については、白紙の状態ではありますが、頂戴しましたご意見も検討材料としながら、以降の地域活性化支援策へ反映できればと考えます。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>商工政策課 電話：53-4361</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
15	松阪マラソンについて	<p>気温3℃のなかスタート位置に30分並ばされて寒い。トイレに行きたくなる。並ぶの15分前でいいのでは？途中のトイレが混んでいたの24?のトイレまで2時間以上我慢して走りました。トイレの誘導は何番が空いてまーすの案内があつて分かりやすかった。混んでいるトイレが多いのでトイレの数を増やしても良いのでは？給食の松阪牛サイコロステーキがなかった。焼く音といい匂いはした。高いお金を払っているのだからこれは不公平。4時間ペースランナーの方、ナイスペースでした。井村屋ようかんおいしかったです。手で押し出すタイプで食べやすかったです。トンネルのプロジェクトマップング良かった。何より地元の応援が気持ち入ってて、盛り上げようという気持ちが伝わってきた。伊勢のマラソンは応援が少ないので走っていて楽しかったです。メダルやタオルも松阪木綿の柄だし、給食も特色のある嬉しいものだった。松阪の本気を感じた。また来年も参加します。お疲れさまでした。</p>	<p>この度はご参加いただきまして、誠にありがとうございました。第一回大会ということで運営に不慣れな点があり、ご迷惑をおかけしました。地元の方、学生と松阪マラソンを盛り上げたいと一生懸命企画したプロジェクトマップングやその他沿道でのさまざまな応援について、少しでもランナーの皆様に届いていたのでしたら幸いです。頂いた貴重なご意見について次回の参考にさせていただきます、よりよい大会になるよう事務局一同精進してまいります。どうぞ来年も12月17日に予定しておりますので、ご参加お願いいたします。</p>	<p>スポーツ課 電話：53-4359</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
16	かかりつけ医とは？発熱時のたらい回しについて	<p>かかりつけの病院かどうかは、病院側が決めるのですか？</p> <p>かかりつけの病院に明確な基準が無く、調べても「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」とあるみたいですが</p> <p>コロナ禍で発熱した時に、定期的に診察をしてもらっているわけではないが、いつも風邪の症状や不調があった時に診察をお願いしていた病院に電話をしたら</p> <p>「通院されてる方ですか？基礎疾患がある方ですか？高齢者ですか？妊婦さんですか？」と聞かれ「いつも風邪や不調がある時に診察してもらっている」と答えたら、「ああ…それだけではウチでは診察できないですね」</p> <p>「通院されてる方、基礎疾患がある方、高齢者、妊婦さんが優先なので」と断られました。</p> <p>状況が変わってきてると言いましたが、市のホームページにも載っていた病院です。</p> <p>条件があるなら、それも記載しておいて欲しかったです！どこ病院も同じ理由で断られました。</p> <p>発熱して2日間いろんなところに電話しましたが、たらい回しでこんなに不安な気持ちになったのは初めてです。</p> <p>他の市に住んでいる人はスムーズに診察してもらえてたので、松阪市はこんなにもたらい回しにされるのかと悲しくなりました。</p> <p>まだ、コロナが終息する気配は感じられませんし、再発熱した場合また、こんな不安な気持ちにならないといけないとかなと不安です。</p> <p>発熱外来が定休日の場合でも、誰もが他の病院で安心して診察できるようにならないのでしょうか？</p> <p>特に、若い世代はかかりつけの病院が無い方が多いと思うので…かかりつけの病院を見つけやすくしてほしいです。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>お問い合わせいただきました「新型コロナウイルス感染症 診療・検査医療機関（発熱外来）」については、三重県の取りまとめにより、対応いただける医療機関を登録・公表しているものです。</p> <p>かかりつけ医をお持ちでない方の対応を担っていただくものと認識しておりますが、感染者の増加に伴い、リスクの高い高齢者や妊婦、基礎疾患を持つ方を優先している状況であったかと思われま。</p> <p>「発熱外来」や「受診・相談センター」は、たとえ受診の受け入れが困難であったとしても、感染の不安を感じながらのお問い合わせであることを受け止め、必要な相談指導に応じていく必要があると感じます。そのうえで、受診が困難なリスクの低い方を対象とした「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」のご案内につながるべきであったと思われま。</p> <p>ご指摘のように若い世代の方は、かかりつけ医をお持ちでない方が多いかと思われま。また、健康で自立した生活を送るためには、どの世代にもかかりつけ医は大切な存在になるものです。松阪市では、松阪地区医師会や各市内三病院や関係機関等との連携のもと安定した医療提供体制が取れるよう協議を重ねてまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。また大変貴重なご意見をありがとうございました。</p>	<p>健康づくり課 電話：20-8087</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
17	タイトルなし	<p>本日飯高町宮前地区にて、運転しておりましたところ、松阪市の公用車ハイジェット三重480ね55-66が店舗駐車場より左右確認せず出てきました。男性2人乗車しています。</p> <p>この道はせまく、私たち住民の生活道路です。店舗の周りの道路には複数人がたっておりこちらは徐行していましたが、非常識ですよ？</p> <p>今年、飯高町地域振興局で畜犬登録した際、窓口対応して下さった男性がすごく親切で丁寧でした。ありがとうございました。</p> <p>しかしその際、高齢の職員が挨拶もなしに覗きにきて、「なんや犬か」と言い捨てて去って行きました。その時は窓口対応して下さったかたもいたので黙りましたが、対応して下さる職員さんの行動をゼロにするような言い方で茶々を入れにしていました。「なんや犬か」とはどういう意味なのかぜひ教えてください。</p>	<p>このたびは、公用車の安全確認の件でご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。日頃より公用車の運転時には常に安全確認を意識しておりますが、今後はより一層交通ルールに則った安全運転を心がけ、交通法規の遵守に細心の注意を払って行きますので、ご理解いただきますようお願い致します。</p> <p>飯高地域振興局における畜犬登録の件につきまして、不愉快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。</p> <p>『高齢の職員が挨拶もなしに覗きにきて、「なんや犬か」と言い捨てて去っていった。』という言動は、窓口の職員が現在どのような事務を行っているか確認するためのものであったと考えられますが、ご指摘のとおり礼を欠く行為であり、不適切な言葉遣いでした。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう、職員に対する接遇研修を実施し、来庁された皆様が気持ちよく手続きしていただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い致します。</p>	<p>嬉野地域振興局 電話：48-3807</p> <p>飯高地域振興局 電話：46-7117</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
18	小学校の黙食について	<p>知り合いの子供が通う鶴小学校ではいまだに黙食を続けていると知ったため、意見を送らせていただきます。</p> <p>厚労省から黙食の緩和の通知が来ているはずですが、いつまで続けるのですか？</p> <p>冬休み明けから廃止されるのでしょうか？</p> <p>子供にとって給食の時間は楽しい時間であるべきだと思わないのですか？</p> <p>日頃からマスクを強制され、思うように人間関係を構築できない子もたくさんいるはずですが、マスクや黙食にどれだけの効果がありますか？たいした効果もないのにそれらを続けて、子供の発育やマスクを外せない子が大量に生まれるなどのデメリットのほうが大きすぎませんか？</p> <p>意味のないコロナ対策と子供の未来を天秤にかけて考えないのはなぜですか？そろそろ3年です。いい加減コロナから子どもたちを解放してあげませんか？</p>	<p>令和4年11月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」と示されていたことが、今般の変更により削除されました。</p> <p>市教育委員会としましては、今後三重県、三重県教育委員会からの通知等を踏まえ、市のガイドラインの変更や黙食の見直しを検討し、進めてまいります。</p> <p>第8波の影響もあり、松阪市の小中学生の感染者も学級閉鎖等も増えている状況です。黙食の見直しにつきましては、市内の感染状況も考慮しながら、検討してまいります。</p> <p>今後とも、松阪市の教育活動にご理解をお願いいたします。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4388</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
19	松阪市のパブリックコメントの件	<p>「行政機関が政策規制などに関する意思決定をする前の手続きとして、広く国民に意見や情報」と広辞苑第7版にあります 新聞etc種々の政策計画etcが報道され関心のあるテーマの情報を担当課に出向き入手します 小生パソコン未保有のためペーパーを要求 即刻対応いただける課もあれば議員への報告後だとか何月何日以後にと言わんすところもあり ここで眼を通して(数百ページ)と又完全にだめと拒否されるところもあり。県の政策etcで要請しますとペーパーで郵送され中にはわざわざTELしていただき、関連する政策etcの紹介あり。拒否される場合は理由付されるケースあり。おそらく県としても要綱があるのでは(過去2件のみ) 先般パブコメの件で経営企画課へ担当課紹介される総務課法務行政係へ 同様のことは市議からもありとのこと 令和に入り社会 経済 教育etc激変 地方自治体も「イシキヘンカク」に取組まねば近年は 他自治体の情報も簡単に入手可能では、詳しくはしりませんが要綱etcでルール化して下さい そして令和5年度からスタートしていただけるようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>行政手続法では「国等の命令等制定機関が命令等を定める場合には広く一般の意見を求めなければならない。」と定めており、自治体についてはこの趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。 また、現在、県内では、「基本的な政策を定める計画」、「市民生活に影響を与える政策」、「基本的な制度や方針を定める条例」等を対象として、市民等の意見を聞く手続きとしてパブリックコメント制度を運用している自治体があります。 このような状況も参考にしながら、本市においては令和4年12月に制度化し、運用方法等の整備、庁内への周知等、運用を進めていますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。</p>	<p>総務課 電話：53-4321</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
20	(R5.3.31追加) イオンタウンの開業について	<p>イオンタウンが2025年春開業するとして、本年11月16日付けで公表され夕刊三重に記事が掲載されました。地域住民・市民として、市の活性化及び発展に寄与する事業として期待しています。</p> <p>一方で興味があったため、この地区計画区域の事業に関しては都市計画の変更時点から市の進め方を注視していたところ、以下のような疑問点がありますので意見を届けますので、よろしくお願ひします。</p> <p>1.駐車場の開発計画について 公表された完成イメージ図によると、公園南東側に駐車場が整備されていますが、現在の開発許可書によるとこのエリアは申請区域外であり白地になっています。これから推定されることは、この駐車場エリアは今後開発許可を変更するか新規で許可を取って整備することになると思われませんが、どうでしょうか。</p> <p>その時に考慮すべきは、「地区計画の変更」において定義されている“地区内の一体的な開発・建築行為により、周辺地域の環境と調和のとれた合理的で適正な土地利用を図ることを目標とする。”であります。従って、“一体的な”の意味と目的を教えてください。</p>	<p>1. 駐車場の開発計画について 公園南東側の駐車場エリアにおいて、開発行為をしようとする者は、原則、都市計画法第29条の開発許可を受けなければなりません。その時の手続きは、その開発行為の事業主体や、利用目的、物理的位置関係、時期的関係等を勘案して、すでに開発許可を受けた申請書を変更して許可を受けるか、新たに開発許可申請書を提出して許可を受けるかのどちらかとなります。</p> <p>また、船江・大塚町地区地区計画の「地区計画の目標」に定義する「一体的な開発・建築行為」とは、当該地区計画で定めた「土地利用の方針」「地区施設の整備方針」「建築物等の整備方針」に沿った開発・建築行為を意味しており、たとえ複数の開発行為や建築行為が行われても、それぞれの行為が各方針に沿ったものとなるため、当該地区計画の区域内は一体性のある開発・建築行為による整備が行われることとなります。</p> <p>つまり、「一体的な」の意味と目的とは、当該地区計画の区域内の整備に一体性を持たせることを意味しており、周辺地域の環境と調和のとれた合理的で適正な土地利用を図ることを目的としています。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>都市計画課 電話：53-4168</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
20	(R5.3.31追加) イオンタウンの 開業について	<p>2. 百々川5号雨水幹線の整備について 次に、この駐車場エリアが整備された時点を考えますと。 開発道路敷地内に設置された函渠(現状の法第32条協議された断面)を下水道計画断面に改修しようとした場合に、開発道路を一定の期間通行止めにししないと難しいと考えられます(道路と水路の斜角が厳しいため片側交互通行施工は困難であると思われる)がどのように考えていますか。その時の課題解消も含めて考えを聞かせてください。</p>	<p>2. 百々川5号雨水幹線の整備について 当該開発地に接する百々川5号雨水幹線は、本年度、縦断計画を再度検討しており、現在の計画断面及び計画縦断が、今後変更となる可能性が高いことから、開発事業者との都市計画法第32条の協議(32条協議)において、現在の計画断面図等を提示し、新たな縦断計画に基づいて将来整備するために必要となる用地幅の確保について協議しました。 ご意見の「開発道路敷地内に設置された函渠を下水道計画断面に改修しようとした場合に、開発道路を一定の期間通行止めにしないと難しいと考えられる」につきましては、ご意見のとおり、当該雨水幹線を新たな計画に基づき改修する際には開発道路の通行止め等が伴う工事が必要と考えており、このことに関して、以前から「事業者による営業補償的な請求があるのではないか」や「工事に多大な公費が必要となるのではないか」などのご意見をいただいております。市としましても将来的な課題の一つになるものと認識しております。 現状では不確定な要素が多く、明確な回答ではございませんが、当該開発道路内には開発工事により埋設された宅内排水設備管(事業者所有)があり、当該雨水幹線を改修する際には当該設備管の移設が必要となるため、32条協議において、その移設工事を事業者責任において実施することについても協議しており、また移設の際には占用許可等の協議が必要となることも想定されることから、当該雨水幹線の改修工事と宅内排水管の移設工事とは一体的に計画し、進めていく必要があります。 このようなことから、事業者からの一方的な主張ではなく、事業者の協力のもと、その時点で最適な計画となるように協議し、工事を行っていくものと考えています。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>都市計画課 電話：53-4168</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
20	(R5.3.31追加) イオンタウンの 開業について	<p>3.地区計画内の市道拡幅について 現在の開発許可区域には市道部分は含まれていません。 上記で「一体的な開発」のことを聞いていますが、マーム跡地を整備するにあたって道路拡幅は区画の変更に当たるため、開発行為に該当すると思われませんがどうでしょうか。仮に該当しないのであれば、その根拠(基準、指導要綱、市役所・三重県の内規等)を示してください。 また、都市計画(案)の縦覧時にも意見を述べていますが、地区計画で定められた幅員は「道路構造令、松阪市の条例」に合致していませんが、どのように対処していきますか。</p> <p>以上回答は、文書でよろしく申し上げます。</p>	<p>3. 地区計画内の市道拡幅について 開発許可制度で用いる「一体的な開発」は、上記でいただいた意見にある「一体的な開発」とは、回答のとおり、意味合いが異なるものであり、複数の事業主が一団の土地を共同して開発行為を行う場合や、同一の事業主が連たんした一団の土地を数回にわたって開発行為を行う場合等、行為主体の同一性、利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて土地利用行為と一体不可分で一連のものとして認められる開発行為をさします。 今回の市道の拡幅については、当該市道を拡幅し、従前の敷地境界を変更する行為であることから、区画の変更に該当しますが、その拡幅は、当該地区計画の方針や整備計画に位置付けられたものであり、現道幅員でも予定建築物を建築することができることから主たる目的が建築物を建築するためのものではないため、開発行為には該当しないと判断しています。(都市計画法第4条第14項) また、当該地区計画で定められた地区施設(既存道路)の幅員については、原則、市に帰属を受ける際に「道路構造令」や「松阪市市道の構造の技術的基準等を定める条例」等の基準への適合性を確認することとなりますが、事業者とは、事前に、帰属の意思を確認し、帰属の意思がある場合は、基準への適合性や、帰属後の維持管理についても支障がないような協議を行う必要があると考えています。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>都市計画課 電話：53-4168</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	(R5.3.31追加) 郷津町内の開発申請書について	<p>令和3年度に民間事業者から開発申請書が提出され、すでに工事が完成し住宅建築が盛んにおこなわれています。</p> <p>松阪市に権限移譲されてからの許可業務に興味があったため、この申請書の一部を開示請求し各担当部署に問い合わせを行ってきましたが、疑問点が解消されませんので市民の声として届けますから、検討等よろしくお願いいたします。</p> <p>1.法第33条三(開発許可基準)について 三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 当該地域における降水量 ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況</p> <p>2.法第32条協議について 令和3年7月6日上記の協議経過書が受付されその当日に確認がなされていますが、日付けが間違っていないですか。 このうち雨水排水についての項目には、“松阪市公共下水道事業雨水計画”に準拠するよう指示がされており、事業者は“ご指示のとおり致します”とあります。</p>	<p>1. 法第33条 三(開発許可基準)について 都市計画法第33条の規定は開発許可に関する技術基準であり、開発許可申請書が提出された場合、建築開発課(開発許可担当課)は、この基準への適合性を審査し、また公共下水道事業計画が定められている場合は、下水道建設課(公共下水道事業計画担当課)とも協議して審査を行います。また、開発行為に関係がある排水施設の管理者(建設保全課等)や開発行為又は開発行為に関する工事により設置される排水施設を管理することとなる者(基本的には建設保全課)は、開発事業者と32条協議(同法第32条の規定による協議)を行い、公共下水道事業計画が定められている場合は、下水道建設課と協議したうえで、32条協議を行い、建築開発課がその状況を確認します。</p> <p>このように、開発許可に係る3課が連携して開発許可事務を進め、開発事業者との協議や開発許可の審査を重ねることで、32条協議の内容や技術基準の理解に努めてまいります。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	(R5.3.31追加) 郷津町内の開発申請書について	<p>ところが申請函書を確認すると、降雨強度 $I=148.1\text{mm}/(\text{ha})$ 及び流出係数 $C=0.90$ (平均値) となっていることから、市の雨水計画とは相違しています。また、下水道建設課に法32条協議内容とその資料を開示するよう求めましたが、この件については資料なしであり確認が行われていません。公共施設管理者の役割を果たしているといえますか、多大な疑問があります。</p> <p>3. 流域変更について 「松阪市開発行為に関する指導要綱」によると、「原則として流域変更を行わないものとする」とありますが、造成計画・道路計画から判断すると、流域方向と違って道路勾配が一部逆になっており流域変更した土地の形状になっています。ただ、実際の排水系統は雨水計画に準じた方向になっています。しかしながら、最近の地球温暖化の影響もあって降雨形態が異常であり、ゲリラ豪雨と言われるような特定の地域に集中した降雨状況に変化してきています。その実例として、昨年3月に発生した「総合運動公園の道路工事における災害発生」、本年8月25日に発生した「市内石津町地内の道路冠水」があります。特に後者の状況は、洪水は地形に沿って流れることを示しており、道路勾配が流域方向(排水方向)と逆の場合は、市雨水計画の計画降雨量以下であっても道路が川になって流下することを示しています。従って、排水方向と流域区分(界)が同一であることが基本ではないですか。</p>	<p>2. 法第32条協議について 協議経過書の日付については、32条協議は、事前に開発事業者と窓口等において照会作業や協議等を行うものが多く、明確な協議開始日が定められない場合があり、ご意見の開発行為に対する32条協議についても、明確な協議開始日が定められなかったことから、当日付での協議完了としているものです。 また、開発許可申請書に添付された雨量計算書(降雨強度 $I=148.1\text{mm}/\text{ha}$、流出係数 $C=0.90$) は、開発区域内の雨水を有効に排出するための排水施設の管渠の勾配や断面積を確認するためのもので、公共下水道事業計画との適合性については、事業者からの提出を求めています。別途、開発地の流出係数や流出量等を申請ごとに公共下水道事業計画の計画降雨にて照査を行うこととしており、当該開発地においても、公共下水道事業計画上の照査を行っております。 従って、法第33条 三 における「設計がこれに適合していること」に関しては検証していることと考えています。</p> <p>3. 流域変更について 「松阪市開発行為に関する指導要綱」にもありますように、流域変更は原則行わないものと理解しておりますが、公共下水道事業計画に基づく放流先の指示や、隣接する既存宅地の地盤高さ、接続先の既存道路等の既設構造物との取り付け等の限定された現場条件などにより、開発道路の縦断勾配を現況の流域と合わせるできない場合もあります。 当該開発地においては、開発道路の側溝は公共下水道事業計画に準拠して設置されており、一部の開発道路の縦断勾配が流域と異なっている状況ですが、このことについては、路面排水の一部であり、影響は限定的と考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひします。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	(R5.3.31追加) 郷津町内の開発申請書について	<p>4.道路縦断勾配について 上記について一部の区間で縦断勾配＝ゼロがありますが、望ましい形ではないと思われま す。その理由として、造成盛土の締固めを締固め率100%で行うのは困難であり、公共土木工 事の共通仕様から判断すると締固め率＝85～90%が妥当であると思われま す。従って、経年変化(沈下)によって道路表面が凸凹になるのは避けられず、こ れの緩和措置として縦断勾配をつけることが基本になると思われま すが、どうでしょうか。</p> <p>5.放流先水路の流下能力チェックについて それなりには行われているようですが、対象となる開発区域からの流出量に 対してのみになっていて、放流先地点において上流部からの流入があること から、この分を加えて能力チェックを行う必要があります。 従って、今回の計算内容では流下能力のチェックを行ったことにはなりませ ん。下水道建設課の考えとして、上流部をどのように評価するか難しいので 行わなかったとの口頭回答がありますが、困難であってもモデルを策定する なり通常考えられる範囲で流入量を算定すべきであります。構造物を例に とってこの論理を進めていけば、難しい荷重状態等は考慮せずに安定計算・ 構造計算を行えばよいことになり、重大な危険性(不安定構造物の築造)を生 じることになると思われま すが、どうですか。</p>	<p>4.道路縦断勾配について 経年変化(沈下)が生じることも懸念されますが、路面排水のためにも緩やかな 縦断勾配を設けることが望ましいと考えま す。 隣接する既存宅地の地盤高や、接続先の既存道路等の既設構造物との取り付 け等の限定された現場条件等によっ ては、縦断勾配を設けることが困難な区 間が生じる可能性もありますが、ご意見 のとおり、縦断勾配を設けることが望 ましいことから、このことを基本とし て32条協議に努めてまいります。</p> <p>5.放流先水路の流下能力チェックについて 開発地の放流先となる既設水路の流 下能力チェックにおいて、上流部から の流入量の評価については、現状地 形や現況水路、また周辺の建物状況 等の現況把握が必須であり、上流部 の流域面積にもよりますが、開発許 可申請ごとに上流部の検討を行うこ とは非常に困難と考えておりますが 、ご意見のとおり、既設水路には上 流部からの既設流入量があることも 事実として認識しており、庁内担 当部局で既存水路の評価方法等につ いて、検討しま す。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	(R5.3.31追加) 郷津町内の開発申請書について	<p>6. 雨水事業認可計画の排水系統 大口排水区の認可図書から判断すると、開発地前面の放流先水路の流下方向が逆方向となっており、対応策がとられていればOKとなる場合もありますが、下流部現況水路を判断するかぎりそのようには考えられません。この状態だと、下流部の管番号231から新愛宕川3号幹線の流下能力に大きな影響を及ぼしていると考えられますので、管番号231から3号幹線区間の流下能力チェックと妥当性の検証を行ってください。</p> <p>7. 市道に帰属する道路側溝について 「1.」に記載したとおりであり、一方では基準等として“宅地等開発事業に関する技術マニュアル(三重県)”があって、これらを参考にする必要があると思われる。 そこで、建設保全課には資料確認していませんが現在までの過去の口頭回答によると、市雨水計画との整合性は検討していないように思われます。また、下水道建設課については「2.」の状況から判断して、実施されていません。従って、道路側溝の計画性のチェックは建築開発課が行っていると考えられます。 そもそも論からすると、市道の管理者は建設保全課であることから、道路側溝の計画性チェックについて、第一義的に法32条協議は当課が行うべきものだと思います。また、下流部の雨水幹線の管理者は上下水道部であるため、下水道建設課の了承を受けることで下水道管理者に責任が生じるものと思われる。その上で、最終的な許可権者である建築開発課が許可するという流れではないでしょうか。</p>	<p>6. 雨水事業認可計画の排水系統 ご指摘のとおり、開発地の放流先となる既設水路の流下方向は、公共下水道事業計画（認可図書）とは相違しております。 当該開発地の接続先の既存道路は、以前から、公共下水道事業計画に示す下流水路の断面不足などにより、道路側溝の流下状況が悪く道路冠水が発生していたことから、公共下水道事業計画に示す下流水路とは別の管路への流下検討を行い、冠水解消を図っており、現在の状況となっています。 今年度、この地域の污水整備を進めるための污水と雨水の管路計画を検討する基本設計を実施しており、その中で、雨水の流下方向などを再検討しており、下流部管番号231から新愛宕川3号幹線について整理し、将来的に道路冠水が発生しない雨水排水計画を策定したいと考えています。</p> <p>7. 市道に帰属する道路側溝について 開発行為において、建築開発課（開発許可担当課）は、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）」の基準との適合性を審査します。また、建設保全課（開発行為により設置される公共施設の管理者となる者）が開発事業者と32条協議を行う際は、造成計画及び道路計画の妥当性を市役所内部で検討し、開発事業者と32条協議を行います。その前提のもとに、公共下水道事業計画が定められている場合は、建設保全課と下水道建設課（公共下水道事業計画担当課）と協議したうえで、32条協議を行います。同時に、法第33条の審査を行います。 このような流れ、手順を基本として、今後は32条協議や開発許可申請書の審査を行ってまいります。 また、妥当性の検証については、年度末の多忙な時期でもありますので、後日回答させていただきます。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	(R5.3.31追加) 郷津町内の開発申請書について	<p>排水計画の専門部署でない建築開発課が側溝断面の設計チェックを行っていますが、可変勾配側溝での計画となっていることから、縦断面に基づきH.W.Lの整合を含めた検証を行わないと、流下能力チェックを行ったことにはなりません。</p> <p>従って、H.W.Lを記入した縦断面を作成し、完了後の出来形を測定・記入したチェック図書を提示し、妥当性の検証をお願いします。</p> <p>8.今後の課題について 以上、各項目を総合的に考慮した上で“許可権者の役割”、“法第32条協議者の役割分担”を明確にし、確実なチェックを行うことが必要だと考えます。それが、市長さんの推進する「P→D→C→A」ではないでしょうか。各課の職員さんにこの意識が浸透していますか。はなはだ？です。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。 なお、回答は、文書でよろしく申し上げます。</p>	<p>8. 今後の課題について 令和2年度において、三重県から開発許可権限等の移譲を受け、業務を行っているところであり、「許可権者の役割」や「法第32条協議者の役割分担」等を意識し、業務を進め、今回の回答にもある横断的な連携を進めながら、PDCAサイクルを実行することで、更なる意識の向上に努めてまいります。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>土木課 電話：53-4167</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>